

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2017 July
Vol.22

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL.0952-25-3121/FAX.0952-25-3123



第22回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の弁論は、6月に高浜原発3号機が再稼働をし、その直後に経産省が長期的には原発が必要だとする内容のエネルギー基本計画を提案する中で行われた。現在、九電川内1,2号機、四電伊方3号機、関電高浜3、4号機が稼働している。原発差し止めを求める仮処分の闘いはそのほとんどが否定され、再稼働を止める手立てはないように見える。

しかし、原告1万人を擁する玄海では、原発から30km内の自治体の半数が原発再稼働に反対の意思を表明している。また、福島第一原発事故による被害の損害賠償を求める全国の裁判では、前橋地裁(群馬)で勝訴した。引き続き千葉(9月)、生業(福島10月)の判決が予定され、来年3月にはいわき(福島県)を中心とする第2陣訴訟も判決を迎える。他にも、東電経営陣に対する刑事公判手続が始まり、地方自治体(函館市)が差し止めを求める大間原発の訴訟も結審した。台湾や韓国でも脱原発に向かって歩みが始まった。

こうした中で、人事権を使って官僚や裁判官・研究者を押さえつけていた内閣が急速に国民的支持を失ってきている。事実、韓国釜山の原発が事故を起こしたら、我が国では2千数百人が避難を強いられるとの研究結果を公表した研究者も現れている。流れは確実に我々にある。まさに、闘いはこれからである。

第22回 口頭弁論

東島弁護士のココがポイント!

今回は、実効的避難計画がないこと、水素爆発・水蒸気爆発の危険への対処の不備などシビアアクシデント対策が不備であること、使用済み核燃料プールの危険性等、10本の準備書面を提出しました。水蒸気爆発については、「過酷事故の場合、非常に高温の溶融炉心が水を張ったプールに落下し、溶融物と水の間にある水蒸気膜を破壊して水蒸気爆発に至る要因(トリガー)が玄

海原発に様々な存在すること」を主張し、「外部トリガーなしで水蒸気爆発の危険性が少ない」とする九電の見解を批判しています。

また、仮処分審尋でも本裁判と同様の主張を提出し、かつ、九電の答弁書や当方の求釈明に対する回答で不十分な点(例えば、九電は福島事故を踏まえた安全対策をし、手順書を整備していると述べるものの、それらマニュアル類を社外秘だから提出しないとしている点など)について回答するように迫りました。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント..... 1	団長コラム「住民自治の旗を高く掲げよう!」..... 6
	意見陳述 三根哲子さん..... 2	原告団交流ひろば..... 7
	意見陳述 瀬尾美和子さん..... 4	傍聴記、今後の日程..... 8

意見陳述



原告 三根 哲子さん
(前佐賀県看護協会会長)

1 はじめに

私は、高校卒業後看護学校で学び、看護師として3年働いたのち、保健師学校に進学しました。その後は、佐賀県に就職して保健所保健師と県立看護学校教員として延27年半、さらに、佐賀大学看護学科教員として7年半、60歳からは佐賀県看護協会職員そして役員として、ずっと看護職の道を歩み、現在に至りました。6月24日で任務満了となりましたが、看護協会会長としての職も務めました。

2 看護師として原発事故に対応すること

原子力発電所で事故が発生した場合、看護職は運ばれてきた被曝者に最初に対応する職業のひとつです。放射性物質の付着した負傷者に対して医療の補助や看護を行うことで、自分も被曝する危険があります。

放射性物質が、医療機関や福祉施設のある地域まで拡散してくることもあるでしょう。その場合、その地域で勤務する看護師は「自分の命を守るには放射能の発生源から少しでも遠くに逃げなくては…」という本能と、「人の命を救わなくては」という職業倫理とのジレンマに直面することになります。

もしも、このような場面に遭遇したとき、「仕事だから踏みとどまり、被曝者に対応しなさい」と看護師に強制できるでしょうか。

原発事故や、それに伴う放射性物質による汚染に関し、30キロ圏内の玄海町・唐津市・伊万里市では避難訓練や研修が実施されていると報道されていますが、他地区ではほとんど実施されていません。しかも、これまでの訓練はバスなどで移動

できる人が対象で、重症者の移動方法や、その他具体的にどう行動すべきかについて、圧倒的多数の人々がわかっていないと思います。

例えば自発呼吸ができない患者を呼吸器ごとのように移動させるのか、カルテをどのように持ち出して避難先の医療機関に受け継ぐのか、看護協会では認識していません。

原発事故時に被曝した重篤患者が出た場合、二次被曝医療機関として収容する施設は唐津赤十字病院と佐賀県医療センター好生館だけです。数百人、数千人の被曝者が出れば、現実には対応することが困難と推定されます。

被曝医療体制が整っていない中、被曝に強い危険を感じている看護師に被曝者対応をさせる、そんな恐ろしい未来は誰も望んでいません。

3 「広く意見を聴く委員会」は形だけのものだった

平成28年末から平成29年3月にかけて、佐賀県は、広く県民から意見を聞くとして、「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会」を開催しました。私は看護協会会長として看護職代表で指名されました。

率直に言えば、この委員会は、原発再稼働に関して「県民の意見を聞いた」と形を整えるためだけに開かれたようなものでした。

1回目の委員会では、その冒頭に、主催者の佐賀県が「この会は『意見を聞く会』であり、意見に対する回答は行わない」と明言しました。また、委員会は3回で終わることも伝えられました。その時、私は、「言わせる」又「聞く」が、「判断は県が行う」というもので、それは、意見を参考にして考える

という姿勢でなく、「結論ありきの、聞く会」だと感じました。

2回目の委員会では、国と九電から原発の安全性についての説明がされました。私たち委員の中には、原発に関して詳しくない人もいました。そのため、一部委員からは、公平に判断するために、推進側の立場からだけでなく、反対の立場からの専門家の説明も聞きたいとの意見が出されました。けれども、その要望には応じてもらえませんでした。本当に、「聞く」だけの会でした。

3回目の委員会では、28名の委員のうち、私を含め7名が原発反対の意見を述べました。また、8名から、再稼働の必要性に疑問があるとか、避難計画の充実を求めるとか、将来的な脱原発を目指すべきなどの多様な意見が出されました。

佐賀県知事は今年4月24日に原発再稼働に同意しました。しかし、少なくとも、「広く意見を聴く委員会」の議論では多くの委員から反対・慎重意見が出ました。知事の同意は、県民の意見や考えを反映していません。

4 経済優先か人命優先か

この60年、日本は、化石燃料で高度経済成長を支え、官民あげて努力して快適な生活基盤を作り上げ、世界の冠たる地位につきました。

しかし、同時に、公害で多くの人々に健康障害を引き起こしてきました。

私は、保健師学校の公衆衛生の講義で、水俣病・四日市喘息・イタイイタイ病など、環境汚染がいかに人々の健康をむしばみ、長く人々の生活に障害を及ぼすものかを学びました。すなわち、一度重大な健康障害を受けた身体はもとには戻らないという現実を学びました。

環境汚染の後遺症で未だに苦しんでいる方々が多く、現状改善に対して「あきらめ」や「将来の希望を失っている」被害者の方々の発言や生活の現状を目の当たりにすることは、同じ時代を生きる者として、また、将来を生きる人々の為にも、「決

して繰り返してはならない」と考えます。

原発も同じです。チェルノブイリ原発事故は多くの人々を死に至らしめ、生き残った人々に多大な健康障害を残しました。福島第一原発事故でも、今後、健康障害が明らかになっていくでしょう。事故後、何年も何十年も、生き残った者すべてが、様々な体調不良、又白血病やがん発病という不安を引きずっていきます。二度と同じ被害者を生み出してはなりません。

想定を超えた事故と言われた「福島第一原発事故」や津波等自然災害の前には、我々にはなす術がないことを皆が認識しました。原発事故を起こしてはならないことを心に刻んでから、まだ、わずか6年です。原子力発電所が存在する限り、事故の危険が存在するという目をつぶってはならないと考えます。

私は、命を守る職業を選んだ者として、命や健康を損なう原発の存在は許されないと考えます。

人類にとって、原子力発電はまだまだ危険な部分が多いエネルギーです。

危険が潜む原子力エネルギーを優先すべきエネルギーと位置付けるのではなく、国民の安全・安心な暮らしを優先すべきです。

日本が、かつて環境汚染に立ち向かったように、時間はかかっても、代替エネルギーの研究開発を進め、脱原発に舵を切るべきだと強く思っています。

意見陳述



原告 瀬尾 美和子さん
(千葉避難者訴訟原告家族)

1 私のふるさと

私は、福島県双葉郡浪江町大字小丸の稲作農家に生まれ育ちました。

小丸の実家は、山から切り出した檜で造られ、庭の木々は季節ごとに沢山の実をつけ、山の筍や山菜、松茸等も季節の楽しみでした。近くの阿武隈中部県立自然公園・高瀬川溪谷は鮎も釣れる清流で、高瀬川上流に位置する小丸では毎年美味しい米が取れていました。

父は、代々議員や教員を務める旧家の生まれでしたが、戦争で父親と兄2人を亡くし、祖母や母・弟を養うため学校を中退して農業を継いだ苦勞人です。戦後も米の供出が強制され、貧乏のどん底から稲作以外にも養蚕等あらゆる努力をして、段々に田を増やしていき、2.5町(約2.5ヘクタール)の水田を誇りにしていました。80歳を過ぎても、自らトラクターやコンバインを動かして米作りに精を出していました。

私達夫婦は千葉で共働きでしたが、夫は、里山や日本の米を守っていきたくて、2010年4月、定年を待たずに58歳で早期退職して浪江町に移住し、私の父と農業に従事するようになりました。私も65歳の定年を迎えたら夫のもとに行き、自然豊かな浪江町で暮らしたいと思っていました。それは、2008年に他界した母の願いでもありました。

2 原発事故後の父と夫

2011年3月11日、父と夫は、田んぼの作付け準備に取りかかっていた。地震後、父が心配して墓地を見に行くと、観音像は傾いて頭が落ち、

墓石も倒れる等、滅茶苦茶に散乱していたそうです。

12日の原発事故直後に避難指示が出され、立地自治体にはバスと避難先が手配されたそうです。しかし、浪江町は福島第一原発からわずか4kmというのに、立地自治体でないという理由で避難指示すら知らされませんでした。父は、原発事故があってもなお、国と電力会社が安全と言ってきたことを信じ、地震の片付け等をして過ごしていました。

14日夜、突然、防護服姿で現れた警察官から、「なぜ逃げないんだ!」と強く言われ、父達は驚きながらも、翌日、着の身着のまま避難先となっていた津島地区に避難しました。既に多くの町民が避難していたにもかかわらず、線量が高かったそうで、夜中、さらに二本松市への移動を強いられました。

しかし、高齢の父にとって、避難先の廃校の体育館はひどく寒くて耐えられず、20日に、私の住む千葉の家に避難して来ました。父は、浪江町の自分の土地以外で農業を行うことなど考えられず、人の多い都会で外出もままならず、体調を崩して通院することが多くなりました。

一方で夫は、農業の受け入れ先を探し、2011年6月末に長野県へ移住して農業に従事しています。私は、父が心配で通院等に付き添いたいと思い、定年を待たずに今年5月に、64歳で退職しましたが、父の生活をこれ以上変えるわけにもいかず、長野の夫とは離ればなれのままです。

ちなみに、今年の3月31日付けで、浪江町は一部避難解除となりましたが、父たちが最初に避難し

た津島地区も小丸地区も、相変わらず高線量で、帰還困難区域になったままです。

3 現在の実家

父は、観音像や墓が倒れたままになっていることを非常に気に病んでいましたが、線量が高いため町や電力会社から業者を紹介してもらえず、自分でほうぼう連絡をして、業者を探し修繕するまで5年かかりました。

帰還困難区域であっても、放射線が屋内に入らないよう窓を開けることが禁止されており、実家の母屋には母の形見、先祖代々受け継いだ物等がありますが、虫干しもできないまま7年目になりました。家の中は雨漏りがして、イノシシやハクビシン、ネズミ等の動物に荒らされ、大量の排泄物や死骸にまみれ、異臭を放っています。

父が苦労して築き上げ、誇りにしていた2町5反の水田は、セイタカアワダチソウ等の雑草が繁茂し、木まで生えて林のようになっています。

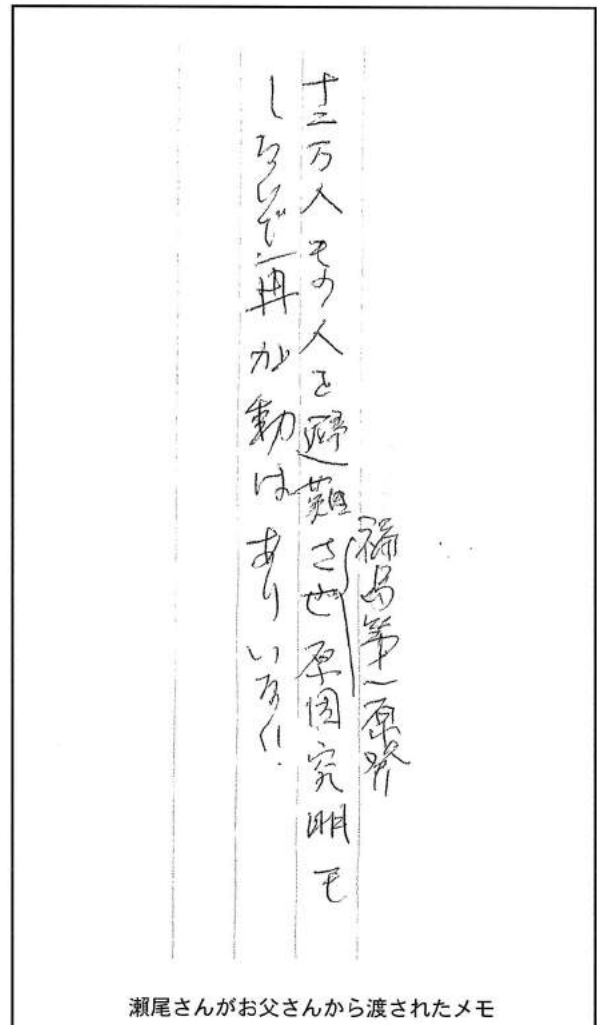
4 父の願い、私の願い

87歳になった父は、なぜ、自分が懸命に築いてきた財産を失い、自由に耕し収穫してきた米や野菜を買わなければならないのか、悔しくて悲しくてならない、何代も続いた小丸の家が消えてしまうことの無念さは言葉に表しようがないと言います。昔気質で原発の安全神話を信じて疑わなかった父でしたが、家の悲惨な状態を目の当たりにして、原発が小丸の自然豊かな大地、そこで生活していた人々の暮らしのすべてを奪い取ったことに対し、強い怒りを感じています。父は、裁判官は憲法と法律以外に拘束されず独立して判断するのだから、裁判ならこの甚大な被害を客観的に判断してくれると信じ、千葉の裁判所で国と東京電力に対する責任追及のため、損害賠償請求を行

う裁判の原告になりました。

私は、これ以上、ふるさとを失う人を出したくないという思いで、この裁判に参加しました。私が佐賀の裁判所で意見陳述することを父に伝えると、「十二万人の人を避難させ、福島第一原発(事故の)原因究明もしないで、(原発)再稼働はありえない」と書いたメモを渡されました。高齢になって家を追われ、戻ることさえ叶わないと日々を送るなかで託された言葉は、私に重く迫ってきます。

どうか父の裁判所への信頼を裏切らないでください。そして、豊かなこの佐賀の大地をなくさないために、玄海原発を再稼働させないでください。裁判官の独立した公正なご判断をお願いいたします。



瀬尾さんがお父さんから渡されたメモ



住民自治の旗を高く掲げよう！

はじめに

7月6日付朝日新聞の社説を見て驚きました。「東京都議選の選挙運動で、候補者は自分の公約を記した政策ピラを配れなかった。政党などのピラは配布できるが、候補者名の入ったものは認められない」という。今まで私たちはどのようにして候補者を選択してきたのでしょうか？原発の是非について候補者にアンケートを求めたことを思い起こしました。区市町村議員と議員を選出する住民の両者の自治意識の希薄さに恥じ入る次第です。幸いにも来年から候補者一人ひとりの政策が住民に行き渡るように、公職選挙法が改正され政策ピラの作成と配布は公費負担となります。

区市町村を支配する国と電力会社

佐賀県等地方自治体の首長は、玄海原発の再稼働の是非について問うと、「原発は国策であり、規制委員会の規制基準適合審査を合格した原発の再稼働を理解する」と応えます。一方、「規制基準適合は安全を保証するものではない」と規制委員会委員長は断言しています。住民にとって納得できるものではありません。新規基準は、未だに収束しない福島原発事故の教訓を十分に引き出せないまま作成された欠陥基準です。

一昨年、第40回公害被害者総行動に参加する機会があり、福島原発事故被害者・原発労働者と東京電力・政府間の全面賠償要求に関する交渉(参議院議員会館講堂)を傍聴しました。東京電力・政府は、東京電力の復活と全国の原発再稼働の観点から一歩も引かず5時間に及ぶ交渉は物別れとなりました。この東京電力・政府の自信は福島県知事と既に合意しているからだと確信しました。国策といえども区市町村の地方自治体の協力なくして実現不可能だからです。私たちは地方自治体を味方にして国・電力会社と交渉する必要があります。

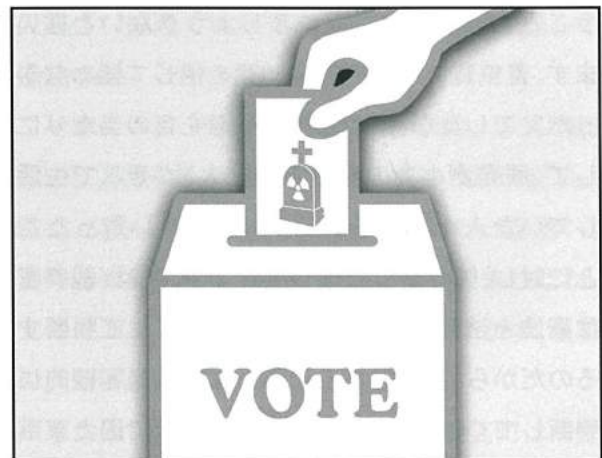
同意権の有無と住民自治

私たちは原発を戦争に次ぐ最大の公害として国と九州電力の加害性を訴えています。一方佐賀県等地方自治体の目的は住民の安全と幸せを第一とすることから、原発について自治体と私たちの間に共有できる課題は沢山あります。特に原発の稼働・再稼働に際して地元同意の内容の明確化、自治体が住民の安全に危惧を覚えるとき停止を命ずる権限などです。これらの課題を自治体と協力して解決したいと考えています。

玄海原発の再稼働に関する国の要請に対して佐賀県に同意権はないと知事は主張しています。国が国策を遂行するにあたって、多数の住民に多大な被害を与えると推定されたとき、住民は国策の遂行に同意しない権利を主張できるのは当然です。

第二次世界大戦敗戦後、憲法のもとで国と地方自治体の関係を定めた地方自治法は、憲法に相応しい自治法(憲法22条の地方自治の本旨)にするために繰り返し改正されてきました。最も重要な改正は国と地方公共団体との関係が「上下・主従」から「対等・協力」に大転換したことです。地方自治体の様々な権限は住民の自治権に基づいて発生するものです。

いざ 出陣を！



ちっごの会の活動報告

～避難計画の久留米市長交渉にむけて～

ちっごの会代表 蔦川正義



「ちっごの会」では、昨年11月、筑後地域の各市を対象に、玄海原発で事故が発生した際に、地方自治体はどのような避難対策をするのかとのアンケート調査をしました。各自治体からは地域防災計画に沿った回答が寄せられましたが、それは主として自然災害対策について考えられたものでした。

1 久留米市の基本対策はゼロ

いずれの自治体の回答でも、原発事故は情報収集から事故対応のすべてが、国と県の指示や計画に従うことを基本としています。とくに「筑後地域の母都市」を自負する久留米市でありながら「事前の被害想定はしていない」と回答しています。例えば、「久留米市域外から避難してくる住民」の対策は、「(福岡県の計画では)福岡都市圏の16市町が避難先とされており、本市は含まれないため、事前に避難者を想定しておりません」と。また、「くるめ市民の避難等」は、国の指針や県の計画では、5～30キロ圏内の範囲を重点としていて「本市は、佐賀県玄海町の九州電力玄海原子力発電所からの距離は約60kmとなっており、これらの地域は含まれておりません」とし、久留米市民の市外への避難については、「国や県の検討状況を踏まえながら対応していきたい」旨の回答をするといった具合です。

福島原発事故は「よそ事」で玄海原発では起きない…たとえ発生しても久留米市は60kmも離れているから「そのうち何とかなるだろう」という姿勢が丸見えです。ここには地方自治体として、市民の生命の安全や市域の自然・社会の基盤を守る自治的姿勢、とりわけ市民の代表である市長や市議会の責任の表明は微塵もありません。

2 久留米市防災対策担当者との協議から

アンケートの回答を受けて、私たちは昨年末からこれまで3回にわたって、久留米市の防災担当職

員の方々と協議を重ねました。協議では、私たちの心配や願いを市長に直々聞いてもらいこと、自治体責任者としての考え方を聞きたいところに重点がありました。しかし、実態は市職員の方々を通じて市長に伝える方法＝伝達ゲームにしかありません。しかも、第1回目の協議の内容はシッカリ市長に伝わったかどうかあやしく感じたことさえありました。

私たちは、福島現地の実情を調べて参考にし、防災計画を考えてほしいとも求めました。久留米市は1975年以来、福島県郡山市(福島第一原発から50km圏)と姉妹都市の関係にあります。福島県内の自治体関係者との交流もあるはずだから、事故の現実をよく把握することから始めてほしいことを願ったものでした。しかし、これまた核心に触れた回答や協議は実現しておりません。

3 今回:市長との直接協議を求めて ～多くの皆さんも関心と参加を～

そこで私たち「ちっごの会」では、8月28日(月)9時30分から久留米市長と直接話し合い、避難計画について検討すべきことを申し入れました。この市長との協議会には、私たちの法廷で福島現地の実情を陳述いただいた根本敬さんも参加されます。

久留米市長には要請文も送っています。九州玄海訴訟のホームページで公開していますので、ぜひご覧ください。

多くの自治体の首長に、各自治体としての原発事故避難対策、本当に避難対策が実現できるかどうかを考えさせましょう。そうすれば、存在する限りどこかで事故が発生する(稼働すれば必ず核廃棄物を排出する)原発をどのようにすべきか、各自治体として独自の見解を出すことの意味を見いだせると考えています。地域間連帯活動の提起でもあります。

REPORT

九州玄海訴訟第22回口頭弁論傍聴記

4月24日、遂に佐賀県知事が玄海原発再稼働の同意を表明した。県民の同意が得られたとは到底思えず、強い怒りを感じた。そんな中、6月30日第22回裁判に入廷、期待を持ち、緊張して傍聴席に座った。

原告弁護団の口頭弁論は科学的な部分が多く私にとって難解な箇所もあった。まず、格納容器内部の水素爆発の対策が充分でないことが指摘された。加えて、水蒸気爆発について、爆発が起こる可能性は極めて低いということを理由に、被告九電は、対策どころか対策の必要性自体を否定していることが明らかにされた。このままでは福島過酷事故の二の舞を踏むことは必至である。次に、避難計画については、深層防護の理念に立脚した国際基準と3.11事故の教訓が全く取り入れられてないこ

とを詳細に論理的に分かりやすく述べられた。住民の安全な避難とは程遠く多くの自治体は困惑、憂慮している。弁護団の主張が裁判官にも十分届いていると信じたい。

お二人の原告の意見陳述は圧巻であった。前佐賀県看護協会会長の三根さんは原発事故に対応する佐賀の医療体制の問題点を看護職の代表として述べられた。「命を守る職業を選んだものとして命や健康を損なう原発の存在は許されない」の言葉に胸を打たれた。さらに千葉避難者訴訟原告家族の瀬尾さんは、お父様が福島原発事故で田畑や暮らしをすべて失い、その後避難先の千葉で損害賠償訴訟の原告として立ち上がられるまでの長い葛藤を、娘として切々と訴えられた。87才にして「裁判官は憲法と法律以外に拘束されず、独立して判断するのだから、裁判ならこの甚大な被害を客観的に判断してくれる」と語ったその言葉は私の心に深く刻まれました。

[原発ゼロ佐賀市の会 長谷川和子]



今後の日程

第24陣提訴のご案内

8月31日(木)

13:00佐賀県弁護士会館集合

*今回の原告申込み締切 8月25日

第23回裁判 9月29日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～

佐賀県弁護士会館へ12:30に集合

模擬法廷・報告集会は **メートプラザ佐賀**

再稼働差止め仮処分

第4回審尋 9月29日(金)

本訴終了後、佐賀地方裁判所にて

※非公開です。債権者の方しか傍聴できません。

第24回裁判 12月22日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～

佐賀県弁護士会館へ12:30に集合

模擬法廷・報告集会はエスプラッツホール

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川照

発行日/2017年8月1日

事務局/佐賀中央法律事務所

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイケンバツショウヨウササエルカイ)

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもみられます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。